

### III. 諸外国の状況

#### 1. イギリスの事例

##### 1.1 イギリスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因（武田 宏子）

###### 1.1.1 はじめに—ヨーロッパにおける「後発国」としてイギリス

###### 1.1.1.1 分水嶺としての 1997 年総選挙：女性議員の数の急激な拡大

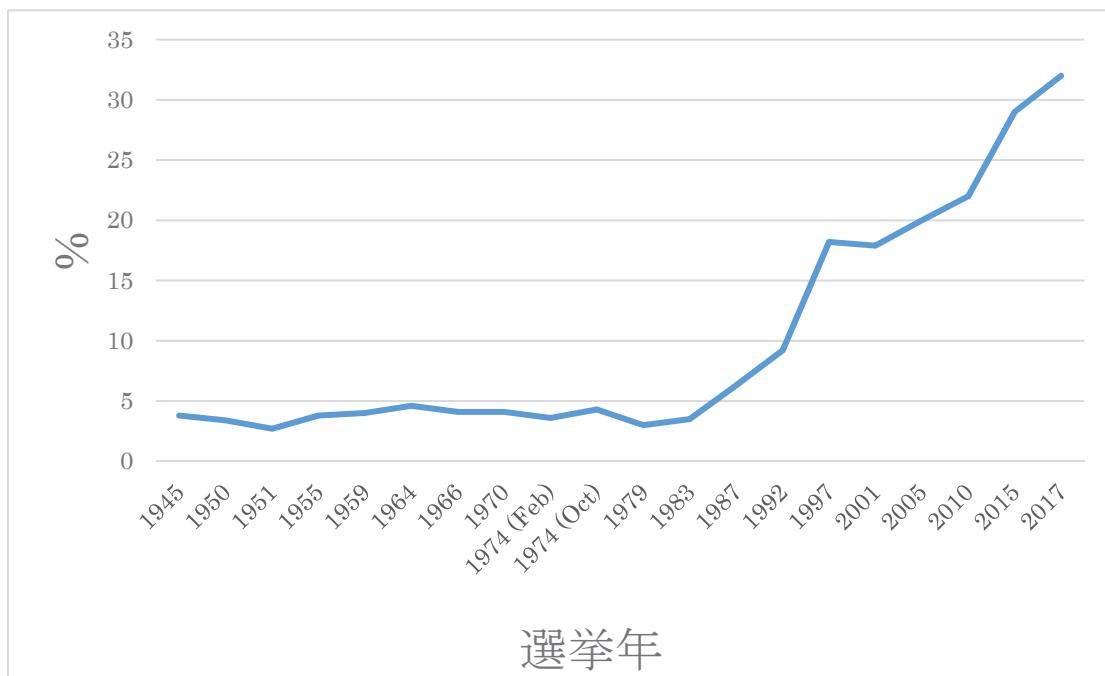
1997 年総選挙は、イギリスでは重大な政治的転機となった選挙として記憶されている。第一に、この選挙によって、保守党から労働党への政権交代が実に 18 年ぶりに実現された。1979 年にマーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher) 率いる保守党に敗れて以来、労働党の党勢は長らく低迷したが、ニール・キノック (Neil Kinnock、党首在任期間 1983—1992 年) と彼が開始した「現代化」(modernization) 改革を引き継いだジョン・スミス (John Smith、党首在任期間 1992—1994 年)、そしてトニー・ブレア (Tony Blair、党首在任期間 1994—2007 年) のイニシアチブの下に大規模な組織改革を断行し、「ニュー・レイバー」(New Labour) に転換を遂げることによって 1997 年総選挙で地滑り的大勝利を收め、政権に返り咲くことに成功する。この間の労働党改革の過程は、政党改革の成功例として日本においても研究書などによって広く紹介されている（今井 2011; 2015; 2018; 近藤 2001; 2016; 阪野 2001; 高安 2018）。

同時に、1997 年総選挙は、イギリスの国会の下院に当たる庶民院 (The House of Commons) で女性議員の数が飛躍的に増えた選挙でもあった。1997 年総選挙で選出された庶民院の女性議員は 120 名であり、前回の 1992 年総選挙で選出された女性議員が 60 名であったので、この選挙によって一挙に倍増を実現したことになる。その後、女性議員の数は 2001 年総選挙において 118 名と若干減少したことを例外として、2000 年代を通じて着実に増え続ける。直近の 2017 年総選挙で選出された女性議員は 208 名であり、これにより庶民院の女性議員比率は 32% に達した。こうしたイギリスの状況は、2019 年 1 月の時点で IPU の「国会における女性」(Women in National Parliaments) による女性議員比率ランキングにおいて 193 か国中 39 位に位置づけられているように<sup>1</sup>、決して国政レベルの女性の政治代表の比率において最先進国であるとは言えないものの、漸次的な発展途上の過程にあると見なすことはできる。1997 年総選挙は、イギリスの代表制民主主義政治がこうした現状へ至る上で明確な分水嶺であった。図表 III-1-1-1 は 1945 年以降のウェストミンスター議会における女性議員比率の推移をグラフで示したものであるが、1992 年総選挙から 1997 年総選挙に至る期間で生じた変化が急激かつ重大なものであったことを示している。

<sup>1</sup><http://archive.ipu.org/wmn-e/ClaSSif.htm>

(最終アクセス 2019 年 3 月 16 日)。比較は 2019 年 1 月 1 日の時点での各国の女性議員比率。

図表III-1-1-1 庶民院女性議員比率の推移



(データ : UK Political Info <http://www.ukpolitical.info/FemaleMPs.htm> より筆者作成)

### イギリスの国会と選挙制度

ウェストミンスター宮殿に位置するイギリスの国会は、上院である貴族院（The House of Lords）と下院に当たる庶民院（The House of Commons）の二院制を取っている。貴族院は非公選の議会であり、世襲貴族と任命される一代貴族、そして聖職者によって構成されている。

下院に当たる庶民院の選挙制度は単純小選挙区制度である。全国で 650 ある選挙区は非省庁型公共機関（non-departmental public bodies）である選挙区委員会（The Boundary Commissions）によって策定される。選挙区委員会は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの地域ごとに設置されている。

警官や軍人、判事等の一部の職業に就いている場合、あるいは破産や不動産の差し押さえを受けている場合でなければ、18 歳以上の「イギリス市民」であれば誰でも立候補をすることができる。正式な候補者となるためには、供託金である 500 ポンドと立候補を届ける書類を定められた日時までに選挙管理官（the Returning Officer）に提出し、選挙キャンペーンの運営に責任を負う選挙代理人（an election agent）を任命することが必要である<sup>2</sup>。

庶民院議員の任期は 5 年である。2011 年に議会任期固定法（The Fixed-term Parliaments Act）が導入され、これにより以下の場合以外は任期終了前に議会を解散し、総選挙を行

<sup>2</sup> 詳しい説明は次の議会のウェブページを参照のこと。

<https://www.parliament.uk/get-involved/elections/standing/> 最終アクセス 2019 年 3 月 16 日) .

うことができなくなった。

- 議会の3分の2以上の賛成、もしくは採決を行うことなく早期の総選挙の動議が合意される
- 不信任動議が可決されてから14日以内に庶民院によって新しい内閣が承認されない<sup>3</sup>

前回の庶民院の選挙は2017年6月8日に行われた。結果は以下のように議会内に多数派を形成する政党が存在しない宙吊り議会（a hung parliament）であった。

	得票率	議席	女性議員の数
保守党 *	42.4%	317	67
労働党**	40.0%	262	119
スコットランド国民党	5.4%	35	12
自由民主党	1.8%	12	4
民主統一党（北アイルランド）	1.5%	10	1
シン・フェイン（北アイルランド）***	1.1%	7	2
プライド・カムリ（ウェールズ）	0.6%	4	1
緑の党	0.2%	1	1
無所属	0.2%	1	1

\*2019年2月に3名の議員が離党し、The Independent Groupに参加した。

\*\*2019年2月に8名の議員が離党し、The Independent Groupに参加した。その他に2017年総選挙以来、党員資格停止処分や離党等で議員数が減少し、2019年3月現在の議員数は245名である。

\*\*\*アイルランドの南北統一を目指すシン・フェイン党は、庶民院議員となるための女王への忠誠の宣誓を拒否し、したがって議席を受諾しない。

### 1.1.1.2 イギリスにおける女性議員の量的増加への壁

1997年総選挙に至るまで女性の政治代表の量的拡大の傾向が顕在化しなかったという事実は、イギリスがこの問題においてヨーロッパにおける「後発国」であったことを意味している。1997年の段階でのノルディック諸国の女性議員比率の平均は35.9%であり（Childs and Lovenduski 2013: 495）、その年の1月（1997年総選挙以前）に発表されたIPUの女性議員比率のランキングにおいては、イギリスはドイツやスペインのみならず、ポーランドやア

<sup>3</sup>詳しい説明は次の議会のウェブページを参照のこと。

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/SN06111> （最終アクセス2019年3月16日）.

イルランドのようなヨーロッパの小国にも遅れをとっていた<sup>4</sup>。

国政レベルにおける女性の政治代表の量的拡大に関する研究の積み重ねによって、各国に特有の事情やコンテキストを考慮することが必要であるという留保はあるものの、こうした変化が促される制度的、社会的及び文化的要因についての理解が既に一定程度、蓄積されている。これらの研究によれば、多数決型ではなく比例代表制の選挙制度、公領域や専門職への女性の参加のレベルの高さ、より平等を志向する文化／社会的価値等の条件が観察される場合、女性の政治代表がより多く選出される傾向にあると論じている（Krook 2010; Childs and Lovenduski 2013; Krook and Schwindt-Bayer 2013）。こうした議論からイギリスの政治システムのあり方を眺めると、女性の政治代表が増加しやすい条件を備えているとは必ずしも言えない。第一に、庶民院の選挙制度は厳格な小選挙区制度である。加えて、イギリスの政党システムは、長い歴史を持つ組織政党である保守党と労働党が競争する「二大政党制」である。このうち、保守党は、その前身が17世紀に設立されたトーリー（Tory）党にまで遡ることができるよう、「名望家政党」としての伝統に根ざしている。対して労働党は、19世紀末の労働運動や社会主義／社会民主主義運動の興隆から組織された「大衆政党」であるが、同時代の他の社会民主主義政党がそうであったように、多くの党員を有するからこそ高度に発達した階層的構造を組み込んで組織化されることが必要であった。言い換れば、ロベルト・ミヘルスが「寡頭制支配の鉄則」と呼んだ特徴が観察される厳格な官僚制によって運営される政党である。したがって、男性に遅れて議会制民主主義政治に参加することになった女性にとっては、イギリスの二大政党はどちらも参入障壁が高い組織であった。しかも、スカンジナビア諸国やドイツ、イタリアなどの状況と比較して、イギリスにおいては市井の人びとの政党への参加の程度が相対的に低い状態にあり（van Biesen, Mair and Poguntke 2012）、さらに女性の政党への参加は現在に至るまで男性と比べて低調なものに留まっている（Bale, Poletti and Webb 2018）。

こうしたイギリスにおいて、それでは女性の政治代表がどのようにして現在のレベルにまで増加することが可能となったのであろうか。結論から先に述べると、イギリスの場合、主要な役割を果たしたのは政党であった。政党が党勢の伸長や選挙のための戦略の一環として、女性候補者／議員の数を拡大するための制度改革を行い、その結果、ウエストミンスター議会及び権限委譲後のスコットランド議会やウェールズ議会の女性議員の数が増加した。ただ、こうした政党による動きは、議会や政府における政治過程と市民団体の活動によって補完されていたことにも注意を払う必要がある。そこで、以下では、政党を中心に、イギリスにおける女性の政治代表の量的拡大の過程を説明していく。

### 1.1.2 政党

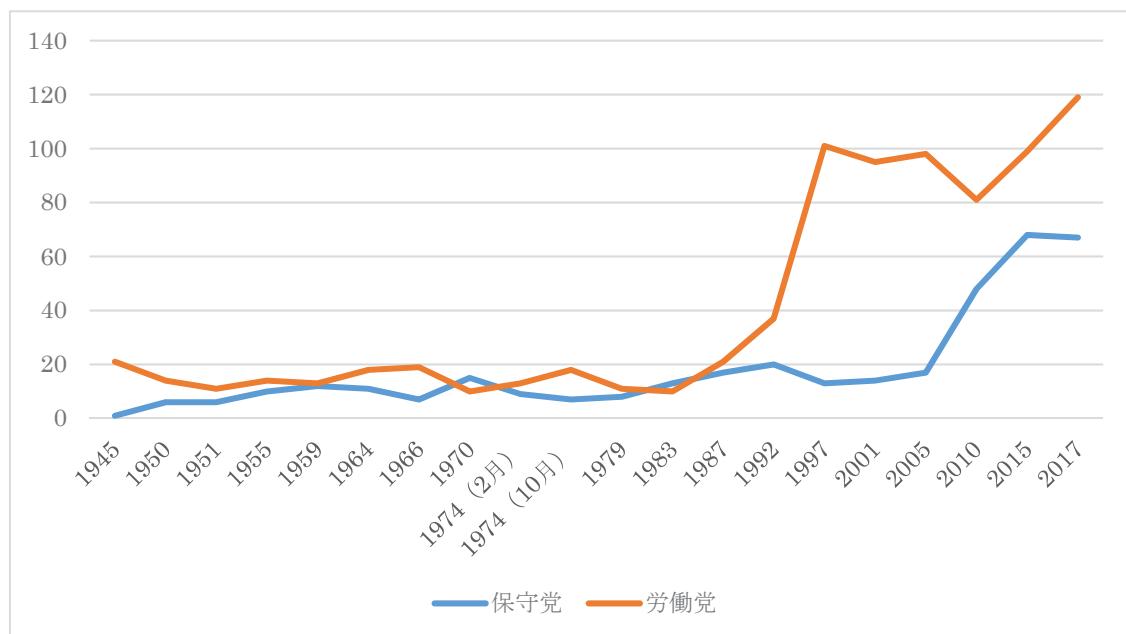
#### 1.1.2.1 女性の政治代表の量的拡大と労働党

1997年以降に生じたイギリスにおける女性議員の増加は、労働党の動向と切り離して考慮することはできない。このことは単に1997年総選挙が労働党への政権交代を実現した

<sup>4</sup><http://archive.ipu.org/wmn-e/arc/classif010197.htm>（最終アクセス 2019年3月16日）。比較は1997年1月1日の時点での各国の女性議員比率。

選挙であったということだけではなく、より本質的な問題として、イギリスにおける女性の政治代表の量的拡大は労働党が先鞭を付け、現在に至るまで主導しているからである。図表 III-1-1-2 は 1945 年以降の庶民院における保守党と労働党の女性議員数の推移をグラフに示したものであるが、保守党の女性議員数が労働党を上回ったのは 1970 年と 1983 年総選挙時の 2 回のみであり、1997 年総選挙以後の期間では労働党が野党の立場にあった時も女性議員数に関しては保守党を大きく引き離している。前回の 2017 年総選挙においても、当選した 208 名の女性議員のうち労働党に所属する議員が半数を超える 119 名を数え、対して保守党からの当選は前回総選挙の記録から 1 名減の 67 名に留まった。こうした数字に表れているように、イギリスにおける女性議員の量的拡大は労働党によって主に担われてきたと言える。

図表III-1-1-2 保守党と労働党の女性議員数の推移



(データ : UK Political Info <http://www.ukpolitical.info/FemaleMPs.htm> より筆者作成)

### 1.1.2.2 なぜ労働党が女性議員の増加を牽引してきたのか—政党としての党勢拡大と選挙戦略を目的とした制度改革

それではなぜ労働党において女性議員の数が大幅に増加したのであろうか。既存の研究は、イデオロギー的志向性から平等を政治的価値として重んじる左派政党の方が右派政党よりも女性候補者の擁立に積極的であり、また勝算の高い選挙区に配置することから、女性の政治代表の拡大に資する傾向があることを指摘している (Caul 1999; Krook 2010; Kittilson 2013)。しかしながら、労働党の政党としての歴史が示すのは、「労働者階級」の利益を代表する「社会（民主）主義」政党であるという自己規定が存在したからこそ、党内において「女性」や「ジェンダー」が異なる代表性を必要とする差異として認識されることが妨げられてきたという問題である (Graves 1994; Norris and Lovenduski 1993; Black and Brooke 1997; Childs

2008)。例えば、パメラ・M・グレーヴス (Pamela M. Graves) は、労働党の草創期における党内における「女性」集団の取扱いを以下のように説明している。

労働党の 1918 年憲章は、労働党の女性たちを異なる利益を有する利益集団として限定的に扱った。すなわち、独立の会合を設定したいという彼女たちの欲求を認め、地域及び全国レベルの党の会合に最低限の代表を持つことが保証された。しかしながら、政策形成に影響するための権限に関する領域の全てにおいて、女性たちは男性である「同志」たちと変わらないと見なされ、したがって対等の条件で男性党員たちと競争しなければならなかった。

(Graves 1994: 23)

党員／議員と労働党の関係のあり方を規定するのはイデオロギーであり、ジェンダーによつては介在されないと理解は、1945 年から 1979 年まで庶民院議員を務めた著名な女性議員であるバーバラ・キャッスル (Barbara Castle) の次のような発言にも表明されている。

「私は女性問題に取り組まないと意識的に決意したわけではない。…ただ、女性問題には特に興味を持っていないだけなのである。私は自分のことを常にひとりの議員と考えてきたのであって、女性議員とは考えてこなかった」(Pugh 2011: 312; Black and Brooke 1997: 436)。

こうした労働党が、女性の政治代表の量的拡大に向けて積極的にイニシアチブを取るようになっていくためには、1980 年以降に生じたいくつかの転換を経験することが必要であった。ここでは特に、次の 3 点を指摘する。

第一に、第二波フェミニズムの影響を受け、女性運動に参加した経験を持つ女性たちが労働党のメンバーとなり、党内で女性党員の地位や権限の向上を求めて声を上げるようになつていった。こうした女性たちは、大学教育を受け、弁護士などの専門職に従事するなど、高い能力とスキルを身に着けており、その結果、労働党内において急速に頭角を現していった (Perrigo 1986; 1993; 1995; ウェインライト他 1989)。

第二に、1980 年代以降の産業転換は、イギリス社会における労働組合の政治的影響力を低下させたのみならず、「労働者」像を大きく変えることになった。より具体的に言うと、サッチャー政権の主導によってイギリスにおける主要産業が炭鉱や製造業等の重工業からサービス産業にシフトすることによって、「労働者」に含まれる女性の数が拡大し、労働組合においてリーダーシップを担う女性も確実に増えていった (Perrigo 1996; Kenney 2013: 93)。

最後に、1980 年代から 1997 年に至るまで、労働党は長期にわたって総選挙に勝利することができず、野党の座に甘んじることを余儀なくされた。特に、1983 年総選挙では、得票率が労働党の歴史において最低の 27.3% にまで落ち込む大敗北を喫して、多くの有力議員が落選するという結果に終わった。そこで、この選挙の後、党首となったキノックは、先に触れたように労働党を立て直すことを目的として「現代化」改革を開始する。しかしながら、こうしたキノックの努力にもかかわらず、選挙前の世論調査では勝てると言われた 1992 年総選挙でも労働党は 3 度目の敗北を喫し、これ以降、「政権を担える政党」として復活するための組織改革が更に加速化されていった。言い換えれば、1980 年代から 1997 年総選挙ま

での労働党においては、政党としての有効性を高め、有権者に選択される政党として生まれ変わるためににはどのような改革がなされるべきであるのかという問題が厳しく問われ、その結果、政党組織の大胆な改革が進んでいった (Russell 2005; 今井 2018)。

労働党による女性議員の量的拡大を目的としたイニシアチブは、まさにそうした政党組織改革の過程において、有権者の間で労働党への支持を拡大し、総選挙に勝利するという目的を達成するための手段として取り入れられていった。特に重要な契機となったのは、フォーカス・グループを使用した調査によって、女性有権者からの支持において労働党が保守党に対して大きく後れを取っていることが判明したことであった。この調査結果によれば、女性有権者の多くが労働党との接点をほとんど感じておらず、彼女たちの生活や希望、問題を理解していないと考えており、したがって総選挙での投票先として労働党を選択しない (Mattinson 2000)。こうした調査結果を「根拠」として、新しい世代の女性労働党員たちや女性議員たちは、労働党が総選挙に勝ち、再び政権に就くためは女性票を獲得するための戦略を取り入れることが不可欠であるという主張を展開していった (Perrigo 1996: 127; Childs 2004; Russell 2005; Kenny 2013; Harman 2018: 132-133; 武田 2003: 112-113)。そして、そうした主張がキノックとその後任であるスミスが率いる党執行部によって受け入れられた結果、女性議員がより多く選出され、それにより女性有権者にとって親しみやすい政党となるべく党組織の改革が着手されていったわけである。したがって、労働党による女性議員の量的拡大のためのイニシアチブは、女性党員のプレゼンスが党内において拡大したことだけではなく、彼女たちが政党としての党勢拡大及び選挙戦略として女性議員の数の拡大を積極的にフレーム化して、党執行部に働きかけたことによって、このロジックが党改革に実際に適用されたことの結果であった。当時、改革を求める女性党員／議員のグループを牽引したハリエット・ハーマン (Harriet Harman) は、この時の事情を次のように説明している。「デボラ<sup>5</sup>の調査は、例え男たちが党内で女たちが前進をするということが気に入らないとしても、労働党が女性票を獲得するためには私たちのことを助ける必要があると強く議論する機会を作ってくれた。女性票を獲得することなくしては、労働党は野党のままであるだろう。」 (Harman 2018: 133)

### 1.1.2.3 労働党内の制度改革の過程

それでは、こうした労働党の制度改革は、実際にはどのように実施されていったのであろうか。既存の研究は、1980 年代以降の女性党員たちによる党改革を求める動きを①労働党内において集団としての女性のエンパワーメントを目指したものと、②個人としての女性の政治代表の数の拡大を目指したものの二種類に分類している (Perrigo 1996; Russell 2005; Kenney 2013)。以下では、この分類にしたがって説明する。

#### 1.1.2.3.1 労働党内における集団としての女性のエンパワーメントへの改革

先にも触れたように、労働党は既に 1918 年憲章において、女性党員たちが独自の組織を党内に形成し、活動することのできる制度を確立していた。しかしながら、ここで問題であ

---

<sup>5</sup>調査を執り行ったデボラ・マティンソン (Deborah Mattinson) のこと。

ったのは、それらの女性組織が党の政策形成過程において実質的な影響力を保有していなかったことである (Perrigo 1996: 119)。1970 年代に入ると、フェミニズム運動を経験した新しい世代の女性党員たちがこうした状況に対して異議を唱え始め、彼女たちの活動の結果として、党大会における「女性会議」(women's conference) の活動が活発化し、また 1980 年には女性党員たちが集い、意見交換をする場として労働党女性活動委員会 (Labour Women's Action Committee、LWAC)が結成された。

労働党女性活動委員会からは、後の制度改革につながっていくような提案が複数なされている。中でも特に重要であったのは、労働党の最高運営組織である全国執行委員会 (National Executive Committee、NEC)に女性党員によって選出された女性代表の枠を設置することと、候補者選定のための最終候補者リストに必ず女性を 1 名含むことを義務化するという提案であった。また、政策形成においても、労働党の政策集「Labour's Programme 1982」において、子育て支援の拡大や職場におけるポジティブ・アクション政策、ジェンダー平等に関する政策の強化といったアジェンダが盛り込まれ、労働党において初めて女性関連政策への取組が明示された。最後に、1986 年にはジョー・リチャードソン (Jo Richardson) によって「女性省」(a ministry for women) の導入が提案され、翌年、全国執行委員会によって承認されることで影の内閣に「女性担当大臣」が加わった。

上記の提案や政策プログラムは、しかしながら、影の女性担当大臣などの少数の例外を除いて、多くの場合は実施されることはなかった。1979 年に下野した後の労働党においては激しい路線対立が続いている、当初は党内左派と連携していた労働党女性活動委員会などの制度改革を求める女性党員たちの動きは、「史上最も長い遺書」と言われた明確に左派的なマニュフェストを掲げて戦った 1983 年総選挙において労働党が大惨敗した後、党首となったキノックが、党内の急進左派勢力を抑制しようと努力する状況においては警戒されるべき左派集団と見なされていた。サラ・ペリーゴ (Sarah Perrigo) が紹介しているように、1987 年の段階になっても、全国女性委員会 (National Women's Committee) は「代表性に欠ける (unrepresentative) 左派の女性」であるという理由で全国執行委員会から政策レビュー過程への参加を拒まれている (Perrigo 1996: 125)。

#### 1.1.2.3.2 個人としての女性の政治代表の数の拡大を目指した改革

党執行部との関係から党内における集団としての女性のエンパワーメントを求める改革が進まない中で、労働党内における女性のエンパワーメントを求める女性党員や議員たちは、制度改革の重点を集団としての女性から、個々の女性の政治代表がより選出されやすい仕組みを導入し、それにより女性の政治代表の数を増加させることへと移していく。この転換の鍵となったのが、前述した女性有権者に関するフォーカス・グループを用いた調査であった。女性議員の数の増加は女性有権者の間での労働党への得票率の拡大につながるというロジックは党執行部によってより好意的に受け入れられ、その後、候補者選出の制度改革が行われていくことになる。

具体的には、まず、1987 年に候補者として女性が指名された際には、最終候補者のリストに最低 1 人の女性候補者を残すことが義務化された。さらに、1990 年には、庶民院の労

労働党女性議員比率を 10 年間で 50%にするという目標や党組織と候補者選出システムにクオータ制を取り入れることが党大会で決議された。その後、クオータ制は実際に、全国執行委員会や選挙区労働党 (Constituency Labour Party, CLP)、労働党支部 (branches)<sup>6</sup>の役員職、そして影の内閣に適用された (Perrigo 1996: 127)。対して、候補者選定に関するクオータ制の導入は、全国執行委員会によって推奨されていたにもかかわらず、候補者選出の権限が各選挙区労働党にあったことから遅々として進まなかった。その結果、より効力の強い制度として「女性指定選挙区」(all women short lists、AWS)<sup>7</sup>が 1993 年党大会での決議を経て導入されることになる (Perrigo 1996: 127; Childs 2008: 25-28; 木村 2014:227)。

労働党所属の女性議員の数が飛躍的に拡大した過程において、女性指定選挙区の果たした役割は決定的なものであった。そこで、項を改めて、女性指定選挙区の仕組みと意義を確認する。

#### 労働党の庶民院選挙候補者選出過程

労働党の庶民院選挙の候補者選出方法は、労働党規則集 (Labour Party Rulebook)<sup>8</sup>によって定められている。候補者選出は基本的に選挙区労働党レベルで行われる。労働党の党员であれば候補者選出に名乗り出ることができ、その中から最終候補者リストを作成するのは選挙区労働党の選考委員会 (selection committee) である。最終候補者リストに残った候補者たちは、選挙区で行われる集会や討論会を通じてキャンペーンを行い、選挙区の党员たちに直接アピールする機会を持つ。なお、各候補者が出費することのできるキャンペーン費用には上限が設けられている。最終候補者の決定は選挙区に属する党员が「一人一票制」で選考に参加する形で行われる。選挙区労働党における候補者の選考結果は全国執行委員会によって承認される (endorse) 必要がある。

現職議員が次回総選挙に出馬するためには、選挙区労働党においていわゆる「引き金投票」(trigger ballot) で過半数の賛成票を得て、選挙区労働党から「信任」される必要がある (Williams and Paun 2011)。もし候補者が 50%以上の信任を得られなかつた場合は、「再選出」(reselection) 過程が開始され、現職議員でも一候補者として選挙区労働党の選考過程に参加してキャンペーンを行い、最終候補者として勝ち残ることが求められる。現在、労働党内では、現職議員に対して総選挙の度に選挙区労働党での再選出を必須とする「強制的再選出」(mandatory reselection) を求める声が大きい。2018 年 9 月の党大会において、選挙区労働党における再選出を現職議員に求めることのできる割合が 50%から 33%に引き下げるされた (Quinn 2018; BBC 2018)。

<sup>6</sup>労働党支部 (branch) は選挙区労働党内に設置された下部組織であり、地方議会選挙の候補者選出を執り行う。 <https://labour.org.uk/about/how-we-work/> (最終アクセス 2019 年 3 月 10 日) .

<sup>7</sup>原語である「all women short lists」を日本語に直訳すると「女性限定最終候補者リスト」となるが、必ずしも意味内容が明確に読み取れる訳語ではないため、研究会で協議した結果「女性指定選挙区」と表記することにした。

<sup>8</sup>最新版である 2018 年度版は以下の URL で参照できる。 <https://theclarionmag.org/wp-content/uploads/2018/03/LabourRuleBook2018.pdf> (最終アクセス 2019 年 3 月 16 日) .

#### 1.1.2.4 女性指定選挙区の仕組みとその意義<sup>9</sup>

女性指定選挙区は現職議員が引退を予定している、あるいは当選者と次点落選候補の得票差が6%以内である「当選の可能性が高い選挙区」(winnable seat)において、庶民院選挙の候補者を選出するための最終候補者リストを女性に限定するものである。女性指定選挙区の導入の必要性に関する議論は、選挙区レベル、特にイングランド北部の選挙区での女性候補者選出に対する抵抗を克服する方策として、既に1980年代から始められており、1989年には、労働党書記長(general secretary)がすべての選挙区労働党に対して女性指定選挙区が使用されることを奨励する文書を送付したが、選挙区労働党の自主性に任されたままで採用が進むことはなかった。そこで、労働党女性活動委員会は党組織の民主化を求める他の勢力と協働して、女性指定選挙区の使用を義務化することを試みる。まず、現職議員が引退を表明している議席と補欠選挙のすべての候補者選定に女性指定選挙区を使用するという内容の決議の採択を目指すが、これは1992年の党大会において否決されてしまう。そこで、翌年の党大会において、女性指定選挙区の導入のための党則変更の決議を、候補者選出過程での労働組合のブロック投票を廃止し、「一人一票制」(one member, one vote, OMOV)に移行するという制度変更と抱き合わせで提案する。1993年党大会における一人一票制導入の提案は、前年に党首となったスミスが率いる党執行部にとっては威信をかけた現代化改革の中核に位置する最重要アジェンダであり、その意図としては先行研究によって指摘されているように、労働党组织内の権力バランスを労働組合と選挙区の活動家から一般党員へシフトすることで労働党を「民主化する」ことであった(阪野2001; 近藤2016)。執行部が強力に推進した一人一票制と結び付けられることによって女性指定選挙区は無事、可決されることになる(Harmann 2018: 140-141)。これは同時に、「現代化」のための労働党组织改革は、党を「ジェンダー化する」試みと本質的に結びついていたことを意味する(Childs 2008: 50-51)。

しかしながら、こうした制度導入の経緯は、労働党内において当初から女性指定選挙区に対する強い反発を招き、現職議員の中には女性指定選挙区の適用を免れるために引退を遅らせた者もいた。その後、スミスの急死によって1994年に新しく党首となったブレアは、翌年、女性指定選挙区は「理想的ではない」という理由により1997年総選挙以後は適用しないと表明した(Squire 1996; Criddle 1997)。さらに、同年、女性指定選挙区によって最終候補者選考から漏れてしまった男性が労働裁判所に1975年の性差別禁止法(Sex Discrimination Act)等を根拠として訴えを起こし、翌年にはこの訴えが一審で認められることになる。この判決後、1997年選挙の準備に追われていた労働党は上告することをせず、女性指定選挙区の使用は3年にも満たないうちに差し止められることになる。

そのように短期間であった女性指定選挙区の適用の効果とはどのようなものであったのであろうか。1997年総選挙に立候補した候補者641人のうち女性候補者は158名(24.6%)であり、このうち女性指定選挙区によって選出されたのは38名であった。選挙区ごとの特

<sup>9</sup>以下の女性指定選挙区に関する記述は特に明示している場合を除いて、Russell (2005), Lovecy (2007), Kenney (2013), Harman (2018) を適宜参考として構成した。

従で見ると、当選可能性が高いと見られていた主要選挙区（key seats）の女性候補者率は50.6%に上ったが、他方でもともと女性候補者が擁立される傾向にあった勝ち目の薄い選挙区での女性候補者比率は全体の割合より若干高い 25.6%であり、研究者によってはこの点に 1997 年総選挙における女性指定選挙区の効果の限界を見出している（Childs 2000: 59-60）。ただし、政治学者サラ・チャイルズ（Sarah Childs）は、そうした否定的な見解を提示する論者たちも女性指定選挙区の適用は労働党の女性候補者／議員の比率が他党と比較して著しく高く、さらに 1997 年総選挙によって女性議員が大幅に増加したことの主要な要因であったことを認めていると指摘し、その上で、女性指定選挙区の導入によって女性候補者のリクルートにおいて障害となっていたのは、各選挙区における候補者選出機関と候補者選考に関わる人びとであったという事実が明確化したと論じている（Childs 2000: 60）。加えて、チャイルズによれば、女性指定選挙区は男性と比べて女性が候補者になることに対して消極的であるという「供給」の問題に関しても一定の効果を持った。すなわち、彼女の調査によれば、女性指定選挙区が導入されることで、女性候補者への需要が公然化され、これにより女性が候補者として名乗り上げることを促すことになった（Childs 2000: 62）。

1996 年判決によって女性指定選挙区の使用が差し止められた後、2001 年総選挙への準備過程において全国執行委員会はすべての最終候補者選出リストにおいて男女の割合を 50:50 とするように提案したが、そうした努力にもかかわらず 2001 年総選挙で労働党から当選した女性議員の数は 95 名に減少する。その後、2002 年に性差別禁止（選挙候補者）法（The Sex Discrimination (Election Candidates) Act）が改正されたことで、1975 年の性差別禁止法及び 1976 年の北アイルランドを対象とした性差別禁止令から、政治代表に関する男女間の不平等を解消するために政党が候補者選定に際してポジティブ・アクションを用いることが法適用の対象から除外され、これにより女性指定選挙区を使用することが可能となった。こうした法改正の後、労働党は全国執行委員会の決定に従い女性指定選挙区を現職議員が引退する議席に対して適用する仕組みを再導入した。以後、労働党所属の庶民院議員の中での女性の議員の数は、党勢の動向の影響を受けながらも増加の傾向にある。2016 年に公表された庶民院図書室の報告書によると、女性指定選挙区によって選出されたと労働党候補者と当選した議員の数は図表 III-1-1-3 の通りである。

**図表III-1-1-3 庶民院選挙における女性指定選挙区選出候補者数と当選者数**

	女性指定選挙区の候補者	うち当選議員
1997	38	35
2005	30	23
2010	63	28
2015	77	31

（データ：Kelly and White（2016: 8）から筆者作成）

#### 1.1.2.5 労働党の制度改革以後の保守党の動向

1997 年総選挙における「ニュー・レイバー」の圧倒的な勝利の経験は、女性議員の量的

増加が女性票の獲得を通じて政党の党勢を拡大するための戦略、特に選挙に勝つための戦略において有効な方策となり得るという先例を作った。2000 年代に入ると、労働党以外の政党がこうした労働党の経験から「学習」し、「ニュー・レイバー」に対抗して党勢を伸長するための手段として女性議員の量的拡大を目指す努力を始める。言い換えれば、イギリスの政治システムにおける女性政治代表の量的な増加は、2000 年代以降の政党競争のダイナミクスにおいて、一定の「伝染」(contagion) 効果 (Kenney and Mackay 2014) を持ったと観察される。以下では保守党を例としてこのメカニズムを説明していく。

#### 1.1.2.5.1 保守党

1997 年総選挙で「ニュー・レイバー」に大敗し、下野をした後の保守党は、2001 年と 2005 年の総選挙でも敗北を喫してしまい、1980 年代と 1990 年代の労働党と同様、長期間、政権から遠ざかることになる。特に、ブレアが主導したイラク戦争への参戦後、有権者の間で労働党への不信が高まる中で行われた 2005 年総選挙での敗北は重く受け止められ、広範な有権者層から政権を担える政党として認知され、選択される政党に生まれ変わるために党改革の必要性が保守党の内外で強く意識されるようになった。2010 年総選挙で保守党を勝利に導き、後に首相となるデーヴィッド・キャメロン (David Cameron) が党首に選出されたのはまさにそうしたタイミングであった。

既にさまざまな論者によって指摘されているように、キャメロン執行体制のもとでの保守党改革の出発点は、ニュー・レイバーの政策ポジションを一定程度受け入れ、特に、社会的価値に関してよりリベラルなスタンスに移行することであった (Bale 2010; 今井 2016)。同時に、先行研究によって指摘されているように、2000 年代半ばの保守党は、1980 年代から 1990 年代の労働党がそうであったように、複数の「女性問題」に直面していた。まず、保守党所属の女性議員の数が著しく少なかったのみではなく、労働党に対して大きく後れを取っていた (2005 年総選挙で選出された女性議員は労働党が 98 名に対し保守党は 17 名)。しかも党内の女性組織や女性党員の不満が高まっており、さらに 2005 年総選挙マニュフェストにおける女性問題への取組に対して第三党の自由民主党 (Liberal Democrats) よりも低い、厳しい評価が与えられた。理由は、そもそも女性問題が 2005 年マニュフェストにおいてほとんど触れられていなかつたことに加え、多少でも言及があった場合でも「犯罪の被害者」や「病棟の管理者」(matron) などのステレオタイプ化された形であったことによる (Campbell and Childs 2010; 2018)。最後に、保守党は「ニュー・レイバー」に対して、女性有権者からの支持の獲得という点でも後塵を拝していた (Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs and Webb 2012;)。したがって、保守党が「ニュー・レイバー」労働党を打倒して政権の座に返り咲くためには、女性問題への取組の質を向上して女性有権者からの支持を拡大する必要があり、そのためにもキャメロン自らが「不面目」(scandalous) な状態と形容したウェストミンスター議会における保守党所属の女性議員の数を大幅に増やすための党改革を行うことは不可欠であるという認識が広まった。すなわち、前述のチャイルズとポール・ウェップ (Paul Webb) が指摘しているように、キャメロンはニュー・レイバー政権の間にイギリス政治の状況が変化して「女性化された」(feminized) ことを充分に意識し、

野党としての「キャッチ・アップの政治」を行ったわけである (Childs and Webb 2012: 218)。

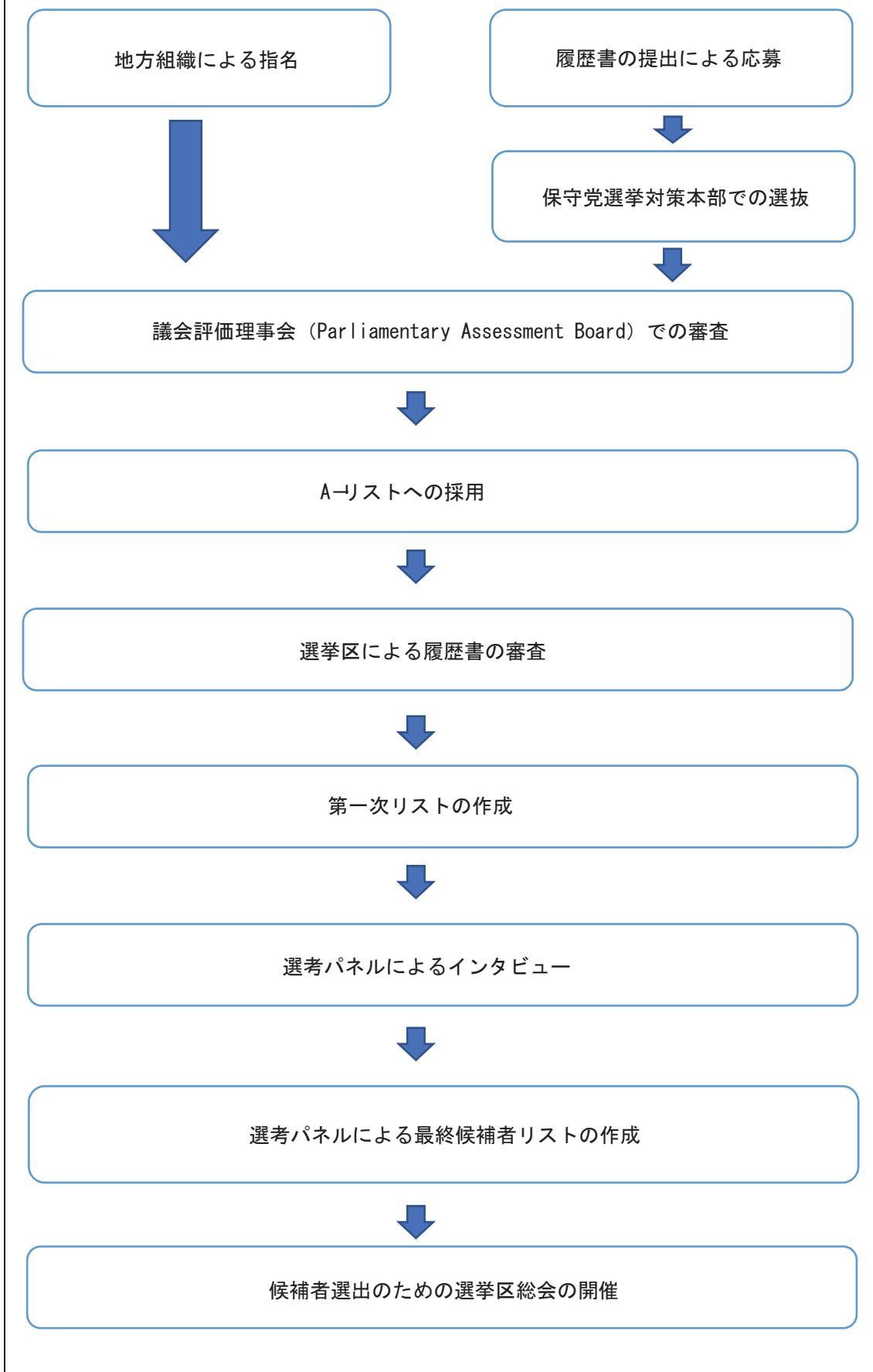
それではキャメロンのリーダーシップのもと、具体的にはどのような取組が行われたのであろうか。焦点となったのは、候補者選定の仕組みの改革と女性議員の量的拡大を目指す党内女性組織に対する党執行部の直接的かつ明示的な支援であった。まず前者に関して特に重要な変更であったのが、男女の比率を 50:50 とする「最も良質な」候補者の「優先リスト」(Priority List、しばしば A-リストと呼ばれる) が党本部によって作成され、また各選挙区での候補者選定においてプライマリー方式と「コミュニティ・パネル」による審査の導入が奨励されたことであった。これらの制度変更を補完したのが、党内女性組織に対する党執行部の支援であった。具体的には、キャメロン率いる保守党執行部は女性候補者の発掘と支援、トレーニングを目的とする党内組織 Women2Win (ウィメン・ツー・ワイン) の活動を積極的にバックアップしていった。

Women2Win の創設は、キャメロンの党首就任の約 2 週間前である 2005 年 11 月 23 日に遡る。保守党には従来からの女性組織として保守党女性機構 (Conservative Women's Organization、CWO) が存在していたが、その目的は選挙区の女性たちを動員し、選挙活動における基本的で補助的な作業を担わせることであり、したがって保守党女性機構はしばしば女性による自律的な活動の乏しい単なる党活動支援組織であると見なされていた (Childs 2008: 34-36)。これに対して、Women2Win は、ウエストミンスター議会において保守党所属の女性議員を増やすことを第一の目的として立ち上げられており、したがってロージー・キャンベル (Rosie Campbell) やチャイルズなどの研究者は Women2Win を女性の利益や権利の保護／拡大を志向する保守党における「フェミニスト」組織として分類している (Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs 2008)。保守党内においてこうした組織が結成されるきっかけとなったのは、主導的な女性政治家であるアン・ジェンキン (Anne Jenkins) とテレーザ・メイ (Theresa May) の個人的なイニシアチブであった。実際、Women2Win の設立資金は、ジェンキンが寄稿した新聞記事の原稿料であったと言われている (Childs 2008: 52)。市民団体であるフォーセット協会や保守党女性機構の協力を得て創立された Women2Win は、当時進行中であった保守党党首選挙の候補者に対して積極的に働きかける党内ロビー活動を展開し、こうした活動を通じて女性の政治代表の増加が保守党内において重要課題であるという認識が広まっていった。

#### 保守党の候補者選出過程

保守党の候補者選出過程は 2005 年総選挙以降、図表 III-1-1-4 ように大幅に転換された (Williams and Paun 2011: 17)。

図表III-1-1-4 保守党の庶民院候補者選出プロセス



上記の過程のうち、議会評価理事会（Parliamentary Assessment Board）については多少の説明が必要であるだろう。保守党議員と党幹部で構成される議会評価理事会においては、以下の5つの課題を行うことが求められ、それにより6点の能力を試すことを通じて候補者の選抜を行っている（Williams and Paun 2011: 16）。

課題	能力
1. 能力評価インタビュー	1. コミュニケーション・スキル
2. パブリック・スピーキング	2. 知的スキル
3. 未決の案件に関する実習	3. 人びとの関係の持ち方
4. グループによる実習	4. 指導力と意欲
5. 心理テスト（後に、小論文に変更）	5. レジリエンスと活力
	6. 政治的信念

こうした党首選挙の結果、党首に就任したキャメロンは、就任直後から、自らが主導する保守党改革の中に女性議員の量的拡大を位置づける。キャメロンは Women2Win のプロモーションのために積極的にビデオや DVD に出演し（図表III-1-1-5）<sup>10</sup>、「より良い男女間のバランスは、この国の人びとが持つ問題関心のすべてに対して応答することである」（Childs 2008: 89）と発言している。こうした党首／首相の直々のイニシアチブに呼応するように、Women2Win の活動には保守党内で影響力を持つ男性議員の多くが協力している。図表III-1-1-6 はキャメロン内閣以来、主要な閣僚ポストを歴任し、現在のメイ内閣においては外相を務めるジェレミー・ハント（Jeremy Hunt）が Women2Win のプロモーション・ビデオに出演した時の様子であるが<sup>11</sup>、ビデオの中で「保守党には南イングランド出身の白人、中年、パブリック・スクールの男子卒業生がたくさんいる。実は、自分はそのひとりなのであまり批判はしたくない。でも、保守党はずっと多様な代表を必要としている。そして、ここに Women2Win の役割がある」というコメントを寄せている。

<sup>10</sup>ビデオが公表されたのは2011年、保守党-自由民主党連立政権が成立後であるので、首相として出演し、発言している。

<sup>11</sup>[https://youtu.be/-s\\_AbW1eoUM](https://youtu.be/-s_AbW1eoUM) （最終アクセス 2019年3月13日）.

図表III-1-1-5 Women2Win プロモーション・ビデオに出演するデーヴィッド・キャメロン  
首相（当時）



(出典：<https://youtu.be/WwT-lemD-cE>)

図表III-1-1-6 Women2Win プロモーション・ビデオに出演するジェレミー・ハント現外相



(出典：<https://youtu.be/WwT-lemD-cE>)

2006 年以降に導入された党首直々のイニシアチブによって、それでは保守党の女性議員の数はどの程度増加したのであろうか。2010 年総選挙に立候補した保守党の女性候補は 149 名であり、割合にすると 24% であった。また、前回の総選挙において当選者と次点の得票

率の差が 5 %以内である「当選可能性の高い選挙区」の候補者の中での女性比率は 27% であった(Childs and Webb 2012: 67)。このうち、最終的に当選したのは 48 名であり、前回 2005 年の当選者の 17 名と比べると大幅な増加であったとは言えるが、同時に、1983 年に次いで史上 2 番目に低い得票率を記録し、大惨敗を喫して下野した労働党から当選した女性議員の数である 81 名には遠く及ばない結果であった。

こうした結果をどのように評価するかについては議論が分かれている。キャンベルやチャイルズなどによる先行研究は、保守党によるイニシアチブが当初から 2 つの限界を抱えていたと指摘している。第一に、キャメロン率いる党執行部が導入した優先リストなどの措置は選挙区レベルにおいて「推奨」されていたのみであり、強制されていたわけではなかった。労働党による女性指定選挙区の適用の経験は、女性候補者の数を増加させるためには選挙区の候補者選定に党本部が一定程度の介入をすることを確実にする制度的仕掛けが必要であったことを示していたが、2000 年代の保守党の例では、むしろ党執行部は中央からの介入を嫌がる選挙区レベルの組織に配慮する傾向にあった。関連して第二に、保守党のイニシアチブにおいては「資質と能力」(merit) の重要さが特に強調された。したがって、保守党においては女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入に対しては消極的な態度が一般的であり、キャメロン自身も女性指定選挙区には明確に反対の態度を表明している。しかしながら、キャンベルなどが指摘するように、「資質と能力」の内容の理解は状況依存的であり、また、従来型の主に男性である「政治家モデル」と結び付けられている。だからこそ、選挙区レベルでの候補者選考の傾向を変えていくためには女性指定選挙区などの措置の導入が必要であった。こうした問題を踏まえた上で、キャンベルらはキャメロンが主導した保守党の女性政治代表の拡大のためのイニシアチブをレトリックの意味合いが強いものであったと結論している<sup>12</sup> (Campbell, Childs and Lovenduski 2006; Childs 2008)。

#### 1.1.2.6 小括—政党による制度改革の効果と限界

上記の議論で示したように、1997 年総選挙を起点とするウェストミンスター議会における女性の政治代表の増加が実現されるために肝要であったのは、労働党と保守党がそれぞれ女性候補者の数を増やし、また彼女たちの当選可能性を高めるために具体的な党制度の改革を行ったことであった。こうした党改革は、当初は党内の女性組織や指導的な女性政治家たちが要求したことであったが、彼女たちが要求した改革が確実に実施されるためには、どちらの政党においても男性党首と彼が率いる党執行部が積極的に改革をバックアップすることが不可欠であった。党首／党執行部が直接的かつ明示的に後ろ盾となったからこそ、ポジティブ・アクションの導入や女性候補を優先することに対する選挙区レベルの抵抗があつたにもかかわらず、改革を一定程度、実現することが可能となり、具体的には当選可能性の高い選挙区に配置される女性候補の数が拡大し、その結果として女性議員の数が増加した。以下、こうしたイギリスの政党による取組が示唆するポイントとして、簡単に 3 点だけ述べる。

---

<sup>12</sup>キャメロンのリーダーシップの特徴として、政策の内容や実質よりもレトリックが優先される傾向が強いことは他の論者によても指摘されている (Seymour 2010)。

#### 1.1.2.6.1 政権交代の実現を目指す政党戦略としての女性政治代表の拡大

第一に、1997 年総選挙以降の経験は、イギリスにおいて、政権交代の実現、言い換えれば政党としての有効性において最も重要な要素と女性の政治代表の増加を深く結びつけることになった。労働党と保守党はどちらも長く低迷していた党勢を回復する方策のひとつとして女性議員の数を増加するための制度改革を行い、その結果、両党における女性議員の数の拡大は政権への復帰と同時に実現されている。こうした経緯がイギリスの政党競争のダイナミクスにおいて女性の政治代表の拡大を主要なアジェンダとして定着させ、さらに拡大する効果を持ったように観察される。ウェストミンスター議会の外に目を向けると、スコットランドにおいて労働党と厳しい競争関係にあるスコットランド国民党（Scotland National Party, SNP）は、2014 年以来、女性であるニコラ・スタージェン（Nicola Sturgeon）が党首を務めていることもあるが、2015 年に女性指定選挙区を導入し、その結果、2016 年のスコットランド議会選挙において当選したスコットランド国民党の女性議員比率は 43% にまで高まった（Kenney, Mackay and Murtagh 2016）。スコットランド国民党はジェンダー平等に関する政策においても労働党を乗り越えるべく、2018 年には公的セクター機関の役員会の非執行役員のジェンダー構成を 50:50 とすることを義務づける「公的セクター役員会におけるジェンダー代表（スコットランド）」法（Gender Representation on Public Board (Scotland) Bill）を提案し、可決させている<sup>13</sup>。さらに興味深い例としては、EU 結離脱をめぐるイギリス議会政治の混乱の中、2019 年 2 月 18 日と 19 日に 8 名の労働党議員が、20 日には 3 名の保守党議員が「機能不全に陥った旧来の政党政治を刷新し、新しい政治を目指す」と主張して離党をし、The Independent Group (TIG)<sup>14</sup>という新しい政治グループを結成したが、いまだ政策プラットフォームを公表していないこの政治集団の存在意義として主張されているのが、構成員の 65% が女性議員であるということである。実際、図表 III-1-1-7 と図表 III-1-1-8 の写真が示すように、TIG は所属する女性議員の多さをことさらに強調する宣伝戦略を取っているように観察される。これらの例は、現在進行中の政党競争において、政党が有権者に対してその有効性を示すために積極的にアピールすべき要素として女性議員比率の高さが認識されていることを示している。

---

<sup>13</sup> 詳細は次のスコットランド国民党のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.snp.org/policies/pb-what-is-the-snp-doing-for-women-s-equality/> （最終アクセス 2019 年 3 月 16 日）。

<sup>14</sup> TIG は 2019 年 3 月 16 日現在のところ政党としては登録されていない。

図表III-1-1-7 TIG の活動（1）



図表III-1-1-8 TIG の活動（2）



（出典：図表 1-1-7 <https://news.sky.com/story/explained-how-the-independent-group-becomes-a-political-party-11643024;>

図表 1-1-8 <https://inews.co.uk/opinion/independent-group-luciana-berger-media-darling/>）

#### 1.1.2.6.2 女性議員の量的拡大と党派性／イデオロギー的傾向

前項で議論したように、現在、イギリスの政治システム全般において政党としての有効性を女性議員比率の高さと結び付けて評価する見方が浸透しているように観察されるが、他方で、各党が女性の政治代表の量的拡大を目指して、実際に制度改革をどのように行うのかという点に関しては、それぞれの政党のイデオロギー的志向性が大きく影響しているよう見受けられる。この点において特に興味深いのは、党内クオータ制度の採用への労働党と保守党の対応の違いであろう。先に触れたように、2005 年総選挙後に保守党内で女性の政治代表の量的拡大が目指された時には、キャメロンなどの指導的立場にあった男性政治家たちは一様に女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入を否定している。個人の「資質と能力」に基づいた競争を重視するリベラリズム／ネオリベラリズム的観点からすれば女性指定選挙区などのポジティブ・アクションは制度による介入に他ならず、したがつて避けられるべき選択肢であるというのは論理的帰結である。労働党議員であるハーマンは、こうした制度による介入を忌避する態度は女性の保守党議員や党員たちの間でも共有

されていると観察している (Harman 2018: 374)。ただし、その結果として、女性議員の数の拡大において、保守党が労働党に大差をつけられているという状況は現在に至るまで克服されていない。

こうした状況に対して歯がゆく感じている保守党議員の中から、女性指定選挙区などのポジティブ・アクションの導入の必要性を訴える者も出てきてしまっている。例えば、2015 年総選挙に至る過程で、アン・ジェンキンの夫であり、Women2Win の創設当時から協力してきた保守党議員のバーナード・ジェンキン (Bernard Jenkin) は、女性候補者の選出がなかなか進まない状況に「精神的にルビコン河を渡って」ポジティブ・アクション導入の必要性を支持するようになったとジャーナリストに告げている。また、同時期、保守党の女性議員の間では、ポジティブ・アクションの導入を求める声は確実に存在していたと報道されている (Mason 2015)。にもかかわらず、現在に至るまで保守党はポジティブ・アクションを取り入れておらず、他方で、2017 年総選挙で当選した女性議員の数は多少ではあるが前回の記録より減少する結果となった。

#### 1.1.2.6.3 党内クオータの評価

関連して、第三点目として、労働党と保守党の党内クオータ制に対する態度の違いは、イギリス国内におけるポジティブ・アクションの評価に関する議論のされ方に深い影響を与えていているように見受けられる。保守党議員が労働党の女性指定選挙区を経て選出された議員の質に関して、選考過程で下駄を履かされ、したがって充分に選出されるに値する「資質と能力」を証明してきていないという理由で疑問を投げかけることは珍しいことではない。例えば、イアン・ダンカン・スミス (Ian Duncan-Smith) は、保守党の党首選挙の過程において「女性指定選挙区は労働党にとって成功であったわけではない。なぜなら、質の高い人びとが選ばれたわけではなく、政治家として労働党のために充分なパフォーマンスをしていない人びとが選ばれてきているからだ」と断じている (Nugent and Krook 2016a)。こうした評価は、保守党所属の女性議員が圧倒的に少数であるにもかかわらず、首相の座に就いた女性はマーガレット・サッチャーとテレーザ・メイという保守党の女性議員に限定されており、対して、労働党においてはいまだに暫定党首以外では女性党首が選出されていないという事実によってしばしば補完されて、主張される。

こうした見方に対し、政治学者のメアリー・K・ヌジェント (Mary K. Nugent) とモナ・レナ・クルック (Mona Lena Krook) は、女性指定選挙区で選出された女性議員の経歴や議会活動に関するデータを他の労働党議員や他党の議員と比較し、女性指定選挙区によって「議員として相応な能力を持たない女性が選出される」、「簡単に議員になることができる」、あるいは「女性指定選挙区で選出された女性議員のパフォーマンスは他の議員より劣る」などの見解は実証的には証明されず、したがって「神話」として理解されるべきであると結論づけている (Nugent and Krook 2016a; 2016b)。したがって、

この論文で分析したデータは、政党はより強力な戦略を恐れる必要はなく、むしろそれから多くを得ることができることを示している。クオータは女性の参入に対する障壁を削減

し、それにより、クオータがなければ見過ごされていたかもしれない、充分な能力を備えた献身的な女性に対して政治を拓くものである。

(Nugent and Krook 2016b: 130)

こうした党内クオータの評価をめぐる問題については、次章で保守党と労働党の現状を論じる際に再び取り上げる。

### 1.1.3 議会制度の整備

議員として選出されると、活動の場となるのは議会である。1997年総選挙によって女性議員の数が大幅に増加したことによって、ウェストミンスター議会の制度や慣行が女性議員の十全な議員活動を妨げているという認識が広く共有されるようになり、「議会近代化」の必要性が主に女性議員たちによって主張されるようになった。彼女たちが特に問題としたのは、議員としての仕事の仕方が家族責任を持たない男性の献身的な働き方をモデルとしていることであった。そこで、例えば、議会内に保育所を設置したり、あるいは議会の審議時間を一般の就業時間により近づけるために変更したりすることなどが提案され始める。こうした女性議員たちにより議会近代化の要求は2000年より一貫して行われてきており、緩やかなペースではあるものの議会制度の改革を一定程度、実現している。以下では、そうした女性議員の議会改革活動を支援する近年の制度変化を2例、紹介する。

#### 1.1.3.1 議会における女性議員連盟

議員連盟（All-Party Parliamentary Group、APPG）はインフォーマルな議会内の超党派グループであり、議会内で公式な立場を有するものではない。グループの形成は議員たちの任意の選択に任されており、大別してアフガニスタンからジンバブエまでの国ごとのグループと、チーズやAIといった政策テーマごとのグループに分かれている。議員連盟には庶民院と貴族院の議員がともに参加しており、また議会外の人びとや組織が参加する場合もある<sup>15</sup>。

議会における女性議員連盟（All-Party Parliamentary Group for Women in Parliament）は2010年に設立された。グループの目的は、議会がイギリス全体をより良く代表するように努力することである。議員連盟ではそのために女性たちに対して公職に就くことを促し、女性議員の数を増加する方策について検討してきた。また、議会における女性議員連盟は女性議員たちが政党の垣根を超えて議員活動について話し合うことができる「安全空間」（safe space）でもある。なお、議会における女性議員連盟の幹事役は、閣僚責任を持たないバックベンチャー（陣笠議員）に任せられている。

2014年7月、議会における女性議員連盟は『議会を改善する—より良い、そしてより代表的な議会を創造する』（*Improving Parliament: Creating a Better and More Representative House*）という報告書を公表した。保守党、労働党、そして当時は保守党と連立政権を組んでいた自

<sup>15</sup>議会による公式な説明は以下のウェブサイトで参照できる。

<https://www.parliament.uk/about/mps-and-lords/members/apg/> （最終アクセス2019年3月16日）.

由民主党の党首たちと庶民院の議長が揃ってまえがきを寄せたこの報告書では、より多くの女性が候補者となり、議員として選出され、議員活動を続けていけるという目的を実現するために、以下のような具体的な提案がなされている。

- 議事堂での議員としての職業倫理にふさわしくない行動様式を断固として拒否する
- より多くの女性や現在、過少代表となっている集団の人びとに対して公職に就くことを促すため、議会へのオンライン・ゲートウェイを改善する
- 議会と選挙区の優先度のバランスを再調整し、有権者と再びつながる
- 女性と平等特別委員会（Women and Equalities Select Committee）を設立する
- 議会審議日程の予測可能性を高める
- デジタル・文化・メディアとスポーツ特別委員会（Digital, Culture, Media and Sport Select Committee）と独立報道機関基準機構（Independent Press Standards Organization）に対して、従来からのメディアとソーシャル・メディアにおける性差別について検討するように依頼する
- プライマリー・ケア責任を持つ議員が利用できるサポートに関して明確化する

(APPG for Women in Parliament 2014: 11)

#### 1.1.3.2 女性と平等特別委員会

前項で紹介した議会における女性議員連盟による報告書の提言から議会内の制度改革として実現したのが女性と平等特別委員会の設立であった。報告書が公表されてから約 11 か月後の 2015 年 6 月、政府平等省（Government Equalities Office、GEO）の支出、運営及び政策を検証する機関として立ち上げられた。

イギリスの議会システムにおいて、特別委員会（select committee）は行政府を精査し、説明責任を追求する役割を担っている<sup>16</sup>。特別委員会は庶民院と貴族院の両方に設置されており、庶民院の特別委員会は政府機関ごとに対応するように組織されている。メンバーシップは超党派で構成され、2010 年には、特別委員会の委員長（chair）を議員の間の投票で決める制度が導入された。委員長になると通常の議員報酬に加えてさらに 1.5 万ポンドが支払われ、メディアの注目を浴びる機会も増えることから、近年では閣僚ポストよりも特別委員会の委員長のポストを得るための競争が厳しさを増している。首相を含め行政府で役職を持つ証人を厳しい質問で追及し、応答責任を求めるることは立法府として最も中核的で重要な仕事であるという認識もあり、特別委員会の委員長はウェストミンスター議会において重要視される役割となっている（Hardman 2018 : 106-8）。なお、ジャーナリストのイザベル・ハードマン（Isabel Hardman）によると、特別委員会に対して今日のような評価が与えられるようになったきっかけは、2010 年から 2015 年までの決算委員会（Public Accounts Committee、PAC）で委員長を務めたベテラン労働党女性議員、マーガレット・ホッジ（Margaret Hodge）

<sup>16</sup> 2010-2015 年議会の時に制作された特別委員会について紹介するビデオは YouTube で視聴することができる。<https://youtu.be/iLvNmMJmD0w> （最終アクセス、2019 年 3 月 16 日）.

の采配ぶりであった。租税問題に関して、多国籍企業や英國歳入關稅局（Her Majesty's Revenue and Customs, HMRC）を厳しく追求するホッジの様子はテレビのニュース番組の中でも紹介され、これにより「特別委員会の委員長であることが注目度の高い、証人が部屋の外で待機している間、身震いするほどまでに重大なものとして考えられるようになった」（Hardman 2018 : 106-107）。

そうした特別委員会の一つに「女性と平等」を専門とする委員会が付け加えられたのは、同機関のウェブサイトの説明によれば、「それ以前のアカウンタビティの仕組みに存在していたギャップを埋める」ためであった。女性と平等特別委員会を設置したことにより、「女性と平等担当大臣（Minister for Women and Equalities）と政府平等省がともに政府が取り扱う平等（性、年齢、人種、宗教もしくは信条、性的指向、障がい、ジェンダー・アイデンティティ、妊娠と母性、結婚あるいはシビルパートナーシップ）に関する問題について応答責任を問われるようになった」<sup>17</sup>。

#### 1.1.4 政府平等省

行政府の側で女性と平等特別委員会に対応するのが政府平等省である。政府平等省の設立はニュー・レイバー政権時代の 2007 年であり、その制度的起源は前述した 1980 年代以降、労働党内で議論された「女性担当大臣」創設の提案にまで遡ることができる（Squires and Wickham-Jones 2002: 57）。

1997 年にニュー・レイバーが政権を就くと、「女性担当大臣」（Minister for Women）のポストが設置され、初代女性担当大臣にはハリエット・ハーマンが任命された（Harman 2016: 196）。これ以前の保守党政権時代では閣外政務次官ポストであったので制度的には格上げであったが、同時にはハーマンは社会保障担当大臣との兼任であり、より重要な問題として、女性問題を取り扱う政府組織は単一の省庁としてではなく、異なる省庁を横断する部署である「女性局」（Women's Unit、WU）として創設された。女性局は 2001 年総選挙後に「女性と平等局」（Women and Equality Unit、WEU）として改編され、予算が増額されたが、他方で「より測定可能なアウトプット」を志向し、「その業務に関して経済的側面の強調するようになった」（Squire 2009: 499）。

政治学者のジュディス・スクリア（Judith Squire）とマーク・ウィックムージョーンズ（Mark Wickham-Jones）は、ニュー・レイバー政権が女性問題を担当する政府機関を単一の省庁として設立しなかったのは、女性問題が従来のタテ割り行政では対応することができないいわゆる「厄介な問題」（wicked issues）と位置づけられたことから、ブレア政権が当時進めていた統治機構の現代化（modernization）の試みとして「結合政府」（joined-up government）アプローチ（Bogdanor 2005: 6-7）を採用したのではないかと論じている（Squires and Wickham-Jones 2004: 88-90）。他方で、インターフェクショナリティの観点から、女性問題を年齢や性的指向、人種などの他の平等に関する問題と同一の政府機関で取り扱う必要があるとの議論が高まり、2003 年 10 月には当時の女性担当大臣であったパトリシア・ヒューイット（Patricia

<sup>17</sup><https://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/commons-select/women-and-equalities-committee/role/> （最終アクセス、2019 年 3 月 16 日）.

Hewitt) によって既存の平等問題に関する委員会を統合し、单一の平等に関する政府組織を設立するプランが表明された。これにより、2007年10月に「平等と人権委員会」(Equality and Human Rights Commission、EHRC)が政府から独立した公的機関として設置され、これに伴い女性と平等局は政府平等省によって取って代わられた。政府平等省は「政府の中心に平等を位置づけることをその任務としており、政府の総合的な平等に関する戦略について責任を負」っており、この中には女性問題も含まれる。政府平等省は「女性と平等担当大臣」(Minister for Women and Equalities)に対して報告義務を負う (Squire 2009: 500-501)。

こうした政府平等省に対しては、設立当初からその制度設計と運営のされ方に関して厳しい批判が向けられてきている。第一に、女性（と平等）担当大臣は初代のハーマンから現在に至るまで全員が他の閣僚職と兼任で任命されており、したがって「非常勤」的意味合いが強い（図表III-1-1-9を参照）。第二に、これと関連して、担当大臣の主要職務が変わることによって、オフィスが物理的に設置される場所がさまざまな省庁の間でたらい回しにされてきた。こうした物理的な移動は、移動そのものから派生する財政的及び労力のコストだけではなく、ホスト省庁との予算の配分において係争を引き起こす場合もあり、政府平等省の業務の円滑な遂行を阻害してきた (Women and Equalities Committee 2018)。

**図表III-1-1-9 歴代の女性（と平等）大臣と兼務職**

	設置機関	担当大臣
1997年5月	社会保障省	ハリエット・ハーマン（社会保障担当大臣と兼務）
1998年7月	内閣府	パディントンのジェイ男爵夫人（貴族院院内総務と兼務）
2001年6月	貿易産業省	パトリシア・ヒューイット（貿易産業担当大臣との兼務）
2005年5月		テッサ・ジョエル（文化・メディア・スポーツ担当大臣との兼務）
2006年5月	コミュニティ・地方政府省	ルース・ケリー（コミュニティ・地方政府担当大臣）
2007年6月	政府平等省	ハリエット・ハーマン（庶民院院内総務と兼務）
2010年5月		テレーザ・メイ（内務相と兼務）
2011年4月	内務省	テレーザ・メイ（内務相と兼務）
2012年9月	文化・メディア・スポーツ省	マリア・ミラー（文化・メディア・スポーツ担当大臣と兼務）
2014年4月		ニッキー・モーガン（財務省副大臣&女性担当大臣を兼務）及びサジード・ジャヴィード（文化・メディア・スポーツ担当大臣及び平等担当大臣を兼務）

2014年7月		ニッキー・モーガン（教育担当大臣と兼務）
2015年9月	教育省	ニッキー・モーガン（教育担当大臣と兼務）
2016年7月		ジャスティン・グリーニング（教育担当大臣と兼務）
2018年1月		アンバー・ラッド（内務相と兼務）
2018年4月	内務相（予算）、教育省（スタッフ）	ペニー・モーダント（国際開発担当大臣と兼務）

2018年5月、女性と平等特別委員会は上記のような政府平等省の制度設計と運営に関わる問題についての審議を行い、報告書を提出している。この報告書では、政府平等省の現状は「不十分で持続可能性がない」(unsatisfactory and unsustainable) とし、複数の制度改革を求める提言がなされている。以下に書き出したのは、提言の一部である。

- 政府平等省は、その支出と活動に関して効果的な精査が行われることを可能とするために、財務会計と省庁プランにおいてホスト省庁から個別的かつ独自に代表されるべきである
- 次の女性と平等担当大臣は専任としてその職務に就き、内閣府のチームの一員で、閣議に参加する権利を持つ閣僚であるべきである。
- 閣内に平等に関するサブ委員会を設置する必要がある。議長は女性と平等担当大臣とする。
- 政府を横断する役割に鑑み、政府平等省は資源、閣僚の時間、そして権威を必要としている。こうした構造を確保することによって、内閣改造や政府機構の変更があったとしても、[政府平等省は]不平等を削減するという全般的な目的に対する支援を提供することができる

(Women and Equalities Committee 2018: 13-14)

### 1.1.5 市民／公益団体と政治運動

イギリスにおいて女性に初めて選挙権が認められるという政治的変化があったのは 1918年のことであった。この過程において、女性たちによる女性参政権運動が大きな役割を果たしたことはよく知られている。こうした状況は、女性参政権が確立して 100 年が経過した近年の状況においても変化していないように観察される。1997 年総選挙以降、女性の政治代表が量的に拡大した過程において、複数の市民／公益団体あるいは運動体が政党や議会、政府機関と協力し、様々な形で貢献をしてきた。以下に挙げる市民／公益団体と政治運動は、次項において紹介する今現在、イギリスにおいて行われている女性の政治代表拡大のための取組において言及されるものである。

- フォーセット協会 (Fawcett Society)<sup>18</sup>

女性参政権運動の代表的な活動家であったミリセント・フォーセット (Millicent Fawcett) に由来する長い歴史と実績を持つ団体である。その組織としての目的は、「力強いキャンペーンとインパクトのあるリサーチ」を展開することで、性差別とジェンダー不平等に対抗することである。

- ジョー・コックス 財団 (Jo Cox Foundation)<sup>19</sup>

EU 結離脱をめぐる国民投票のキャンペーン期間中である 2016 年 6 月に刺殺された労働党女性議員、ジョー・コックス (Jo Cox) を記念する財団である。生前のコックスが女性の政治代表の増加に熱心であったことから、若年女性に対する啓発や女性議員／候補者への暴力やハラスメントの撲滅、政党の垣根を超えた女性候補者のトレーニングなどの活動を開催している。

- 50:50 Parliament<sup>20</sup>

近年、存在感を増している運動体であるのが 50:50 Parliament (50:50 議会) である。50:50 Parliament の起源は、個人のオンライン請願活動であった。2013 年にフランセス・スコット (Frances Scott)<sup>21</sup>がオンライン請願サイト、Change.orgにおいて、ウェストミンスター議会の男女構成比を 50 : 50 とするために対策を講じるよう政党の党首たちに求める請願を開始した<sup>22</sup>。こうしたスコットの請願に共鳴した人びとが集い、運動体として組織化され、現在ではフォーセット協会等の他団体と協力しながら、#AskHerToStand (#彼女に立候補を呼びかけよう) などの注目度の高い複数の超党派キャンペーンを展開している。また、現在ではスコットランド議会などに対してもキャンペーンを展開している。

## 参考文献

All-Party Parliamentary Group for Women in Parliament (2014) *Improving Parliament: Creating a*

*Better and More Representative House,*

<http://appgimprovingparliamentreport.co.uk/download/APPG-Women-In-Parliament-Report-2014.pdf> (最終アクセス、2019 年 2 月 21 日) .

BBC (2018) ‘Labour Conference: Deselecting MPs Made Easier’, *BBC Politics*, 24 September 2018,

<https://www.bbc.com/news/uk-politics-45621354> (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .

---

<sup>18</sup><https://www.fawcettsociety.org.uk/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

<sup>19</sup><https://www.jocoxfoundation.org/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

<sup>20</sup><https://5050parliament.co.uk/> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

<sup>21</sup>スコットの経歴については、次の URL で確認できる。

<https://wiw.web.ox.ac.uk/people/frances-scott> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

<sup>22</sup>請願サイトは以下の URL で閲覧できる。現在、5.3 万人以上が署名している。

<https://www.change.org/p/50-50-parliament-want-women-to-have-equal-seats-and-equal-say-at-westminster-sign-this-petition-to-ask-those-in-power-to-take-action-to-ensure-that-parliament-is-truly-representative-and-inclusive-of-women-let-s-build-a-better-democracy-together> (最終アクセス、2019 年 3 月 16 日) .

- Black, Amy and Brookes, Stephen (1997) ‘The Labour Party, Women and the Problem of Gender, 1951-1966’, *Journal of British Studies*, 36 4: 419-452.
- Bale, Tim (2011) *The Conservative Party: from Thatcher to Cameron*, Cambridge: Polity.
- Bale, Tim, Poletti, Monica and Webb, Paul (2018) ‘A Man’s Game?: the Grassroots Gender Gap in Britain’s Political Parties’, *Political Insight*, June 2018, pp. 7-10.
- Bogdanor, Vernon (2005) ‘Introduction’, in Vernon Bogdanor (ed.) *Joined-Up Government*, Oxford: Oxford University Press, pp. 1-18.
- Campbell, Rosie and Childs, Sarah (2010) ““Wags”, “Wives” and “Mothers”...but What about Women Politicians”, *Parliamentary Affairs*, 63 4: 760-777.
- Campbell, Rosie and Childs, Sarah (2018) ‘The (Feminized) Conservative Party’, in Clarisse Berthezène and Julie V. Gottlieb (eds) *Rethinking Right-Wing Women: Gender and the Conservative Party, 1880s to the Present*, Manchester: Manchester University Press, pp. 192-214.
- Campbell, Rosie, Childs, Sarah and Lovenduski, Joni (2006) ‘Women’s Equality Guarantees and the Conservative Party’, *The Political Quarterly*, 77 1: 18-27.
- Caul, Miki (1999) ‘Women’s Representation in Parliament: the Role of Political Parties’, *Party Politics*, 5 1: 79-98.
- Childs, Sarah (2000) ‘The New Labour Women MPs in the 1997 British Parliament: Issues of Recruitment and Representation’, *Women’s History Review*, 9 1: 55-73.
- Childs, Sarah (2004) *New Labour’s Women’s MPs: Women Representing Women*, London: Routledge.
- Childs, Sarah (2008) *Women and British Party Politics: Descriptive, Substantive and Symbolic Representation*, Abingdon, Oxon: Routledge.
- Childs, Sarah and Lovenduski, Joni (2013) ‘Political Representation’, in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon, (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 489-513.
- Childs, Sarah and Webb, Paul (2012) *Sex, Gender and the Conservative Party: from Iron Lady to Kitten Heels*, New York, NY: Palgrave Macmillan.
- Criddle, Byron (1997) ‘MPs and Candidates’, in David Butler and Dennis Kavanagh (eds) *The British General Election of 1997*, Basingstoke: Macmillan Press, pp. 186-209.
- Graves, Pamela M. (1994) *Labour Women: Women in the British Working Class Politics 1918-1939*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Harman, Harriet (2018) *A Women’s Work*, London: Penguin Books.
- Hardman, Isabel (2018) *Why We Get the Wrong Politicians*, London: Atlantic Books.
- Kelly, Richard and White, Isobel (2016) ‘All-Women Shortlists’, *The House of Commons Briefing Paper*, No. 5057, 7 March 2016,  
[file:///Users/HirokoTakeda1/Downloads/SN05057%20\(1\).pdf](file:///Users/HirokoTakeda1/Downloads/SN05057%20(1).pdf) (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .
- Kenny, Meryl (2013) *Gender and Political Recruitment: Theorizing Institutional Change*, NY:

Palgrave Macmillan.

Kenny, Meryl and Mackay, Fiona (2014) ‘When is Contagion not Very Contagious?: Dynamics of Women’s Political Representation in Scotland’, *Parliamentary Affairs*, 67 4: 866-886.

Kenny, Meryl, Mackay, Fiona and Murtagh, Cera (2016) ‘Analysis: the Representation of Women in the Scottish Parliament’, *HolyRood*, 3 May 2016, <https://www.holyrood.com/articles/inside-politics/analysis-representation-women-scottish-parliament> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .

Kittilson, Miki Caul (2013) ‘Party Politics’, in Georgina Waylen, Karen Celis, Johanna Kantola, and S. Laurel Weldon (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 536-553.

Krook, Mona Lena (2010) ‘Women’s Representation in Parliament: a Qualitative Comparative Analysis’, *Political Studies*, 58 4: 886-908.

Krook, Mona Lena and Schwindt-Bayer, Leslie (2013) ‘Electoral Institutions’, in Waylen, Georgina, Celis, Karen, Kantola, Johanna and Weldon, S. Laurel (eds) *The Oxford Handbook of Gender and Politics*, New York, NY: Oxford University Press, pp. 554-578.

Lovecy, Jill (2007) ‘Framing Claims for Women: from “Old” to “New” Labour’, in Claire Annesley, Francesca Gains and Kirstein Rummery (eds) *Women and New Labour*, Bristol: The Policy Press, pp. 63-92.

Mason, Rowena (2015) ‘Too Little Progress on Female MPs, says Senior Tory’, *The Guardian*, 5 February 2015, <https://www.theguardian.com/politics/2015/feb/05/tories-female-mps-bernard-jenkin> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .

Mattinson, Deborah (2000) ‘Worcester Women’s Unfinished Revolution: What is Needed to Woo Women Voters’, in Anna Coote (ed.) *New Gender Agenda*, London: IPPR, pp. 49-65.

Norris, Pippa and Lovenduski, Joni (1993) ‘Gender and Party Politics in Britain’, in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Gender and Party Politics*, London: Sage Publications, pp. 35-59.

Nugent, Mary and Krook, Mona Lena (2016a) ‘Gender Quotas Do Not Pose a Threat to “Merit” at Any Stage of the Political Process’, *LSE Blogs, British Politics and Policy*, <https://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/gender-quotas-do-not-pose-a-threat-to-merit-at-any-stage-of-the-political-process/> (最終アクセス 2019 年 2 月 21 日) .

Nugent, Mary K. and Krook, Mona Lena (2016b) ‘All-Women Shortlists: Myths and Realities’, *Parliamentary Affairs*, 69 1: 115-135.

Perrigo, Sarah (1986) ‘Socialist-Feminist and the Labour Party: Some Experiences from Leeds’, *Feminist Review*, 23: 101-108.

Perrigo, Sarah (1995) ‘Gender Struggles in the British Labour Party from 1979 to 1995’, *Party Politics*, 1 3: 407-417.

Perrigo, Sarah (1996) ‘Women and Change in the Labour Party 1979-1995’, *Parliamentary Affair*, 49 1: 116-29. (Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Women in Politics*, Oxford: Oxford University Press, pp. 118-131 に再録。)

- Pugh, Martin (2011) *Speak for Britain!: a New History of the Labour Party*, London: Vintage Books.
- Quinn, Tom (2018) ‘Labour Deselection and Reselection Rules Explained’, *The Conversation*, 12 September 2018, <https://theconversation.com/labour-deselection-and-reselection-rules-explained-102938> (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .
- Russell, Meg (2005) *Building New Labour: The Politics of Party Organization*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Seymour, Richard (2010) *The Meaning of David Cameron*, Winchester: Zero Books.
- Squire, Judith (1996) ‘Quotas for Women’, in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds) *Women in Politics*, Oxford: Oxford University Press, pp. 73-90.
- Squire, Judith (2009) ‘Intersecting Inequalities’, *International Feminist Journal of Politics*, 11 4: 496-512.
- Squire, Judith and Wickham-Jones, Mark (2002) ‘Mainstreaming in Westminster and Whitehall: from Labor’s Ministry for Women to the Women and Equality Unit’, *Parliamentary Affairs*, 55 1: 57-70.
- Squire, Judith and Wickham-Jones, Mark (2004) ‘New Labour, Gender Mainstreaming and the Women and Equality Unit’, *British Journal of Politics and International Relations*, 6 1: 81-98.
- van Biezen, Ingrid, Mair, Peter and Poguntke, Thomas (2012) ‘Going, Going ...Gone?: the Decline of Party Membership in Contemporary Europe’, *European Journal of Political Research* 51 1: 24-56.
- Williams, Rhy and Paun, Akash (2011) *Party People: How Do---and How Should---British Political Parties Select Their Parliamentary Candidates?*, The Institute for Government, <https://www.instituteforgovernment.org.uk/publications/party-people> ) (最終アクセス 2019 年 3 月 13 日) .
- Women and Equalities Committee (2018a) *The Role of Minister for Women and Equalities and the Place of GEO in Government*, Second Report of Session 2017-19, House of Commons, HC35, 5 June 2018,  
<https://publications.parliament.uk/pa/cm201719/cmselect/cmwomeq/356/356.pdf> (最終アクセス、2019 年 2 月 23 日) .

- 今井貴子 (2011) 「野党の組織改革と政権交代—イギリス労働党の党内資料の分析 (1994-1997 年)」、成蹊法学、74 号、45-72 頁。
- 今井貴子 (2015) 「イギリスにおける反対党の党改革と応答政治—「ブレア革命」の再検討」吉田徹編『野党とは何か』ミネルヴァ書房、31-65 頁。
- 今井貴子 (2016) 「イギリスの保守の変容—「当然の与党」の隘路」水島治郎編『保守の比較政治学—欧州・日本の保守政党とポピュリズム』岩波書店、163-193 頁。
- 今井貴子(2018)『政権交代の政治力学--イギリス労働党の軌 1994-2010』東京大学出版会。
- ウェインライト・ヒラリー、ロバートム・シーラ、シーガル・リン (1989) 『断片を超えて

- フェミニズムと社会主義』勁草書房。(Rowbotham, Sheila, Segal, Lynne and Wainwright, Hilary (1979) *Beyond the Fragments: Feminism and the Making of Socialism*, London: Merlin Press.)
- 木村真紀 (2014)「イギリス労働党と女性のみの公認候補者名簿」三浦まり・衛藤幹子編『ジエンダー・クオーターなぜ世界の女性議員は増えたのか』明石書店、227-233 頁。
- 近藤康史 (2001)『左派の挑戦-理論的刷新からニュー・レイバーへ』木鐸社。
- 近藤康史 (2016)『社会民主主義は生き残れるか-政党組織の条件』勁草書房。
- 阪野智一 (2001)「イギリスにおける政党組織の変容-党組織改革と人民投票的政党化への動き」国際文化学研究、16 号、15-56 頁。
- 高安健将 (2018)『議会内閣制--変貌する英国モデル』中央公論新社。
- 武田宏子 (2004)「イギリス政治システムのジェンダー化-『存在の政治』と政治的領域の質的变化」国際ジェンダー学会、第 2 号、97-128 頁。